

公益財団法人東京都都市づくり公社発注工事における

前払金の使途拡大について

公益財団法人東京都都市づくり公社の発注工事において、下記のとおり前払金の使途を拡大します。

記

1. 前払金の使途拡大の適用対象

平成 28 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結する工事については、契約済の案件も含め、前払金の使途拡大の適用対象とします。

なお、中間前払金については前払金の使途拡大の対象外とします。

2. 前払金の使途拡大の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

前払金の使途拡大の対象となるのは、現場管理費（労働災害補償保険料を含む）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む）とします。

また、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とします。